

# 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正(平成23年4月1日施行)により、収集運搬業の許可について手続きが合理化されました。

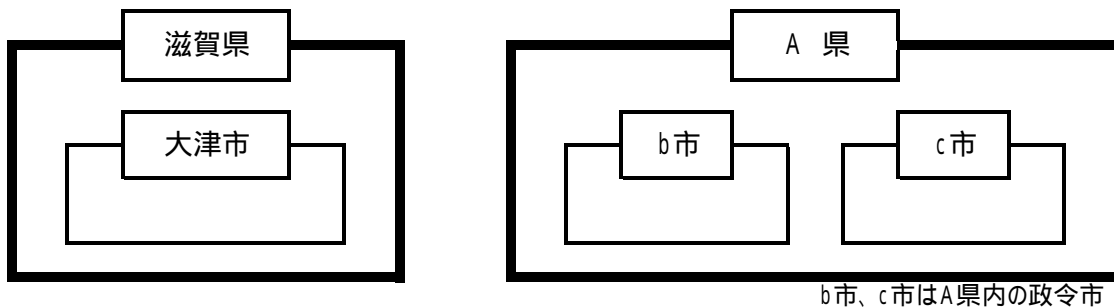
従来は、積卸しを行う全ての都道府県または政令市の許可を受けなければなりませんでした。改正により、原則として、一つの政令市を越えて収集運搬業を行う場合、その区域を管轄する都道府県の許可を受ければよいことになりました。

政令市の許可が必要となる場合

- ・政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- ・都道府県内の一つの政令市のみで業を行う場合  
(ただし、都道府県の許可を受けた者が、一つの政令市内で収集運搬を行うことは可能(例えば、滋賀県の許可を受けた者が、大津市内で収集運搬を行うことは可能))

【 例 】

収集運搬業者 X



[ケース]

収集運搬業者Xが、b市(積替え保管なし)及びc市(積替え保管なし)において業を営もうとする場合

Before - b市 及び c市 の許可が必要  
After - A県の許可が必要

[ケース]

収集運搬業者Xが、大津市(積替え保管なし)及びb市(積替え保管なし)において業を営もうとする場合

Before - 大津市 及び b市 の許可が必要  
After - 変更なし

[ケース]

収集運搬業者Xが、滋賀県(積替え保管なし)及び大津市(積替え保管あり)において業を営もうとする場合

Before - 滋賀県(積替え保管なし) 及び 大津市(積替え保管あり) の許可が必要  
After - 変更なし

(滋賀県の許可証に大津市の許可を表示・・・許可証に同一都道府県内の政令市の許可の有無欄が追加)

## 改正後(H23.4.1)の許可に係る手続き事例

- … 積替え保管なしの許可を有している
- … 積替え保管ありの許可を有している
- × … 許可を有していない

	許可取得状況		行為		必要となる法的手続き	許可の効力
1	滋賀県 大津市 (許可品目 同じ)		引き続き、滋賀県と大津市で収集運搬を行う。		滋賀県の更新許可を受ける。	(滋賀県 ) 滋賀県内全域で収集運搬が可能。大津市の許可が失効( )
2	滋賀県 大津市		引き続き、滋賀県と大津市で収集運搬を行う。		滋賀県の更新許可を受ける。(許可証に大津市の許可を表示) 大津市の更新許可を受ける。	(滋賀県、大津市 ) 滋賀県内全域で収集運搬(積替え保管なし)が可能。大津市内での積替え保管が可能。この場合、滋賀県の許可は大津市を除く区域を対象とした許可となる。
3	滋賀県 × 大津市		新たに滋賀県で収集運搬(積替え保管なし)を行う。		滋賀県の許可を受ける。	(滋賀県 ) 滋賀県の許可により、大津市を含む滋賀県内全域で収集運搬が可能。大津市の許可が失効( )
4	滋賀県 × 大津市 × A県 × b市 × c市 ×		新たに大津市、b市、c市で収集運搬(積替え保管なし)を行う。		大津市の許可を受ける。 A県の許可を受ける。	(大津市、A県 ) 滋賀県においては一つの政令市(大津市)の区域内、A県においてはb市とc市の二つ以上の政令市の区域において業を行うことから、A県の許可が必要となる。この場合、A県の許可はA県内全域を対象とした許可となる。

注: b市 及び c市 は、A県内の政令市

次の場合には、大津市の許可は失効しますので、大津市の許可証は返納してください。

- ・ 改正前から滋賀県の許可、大津市の許可(積替え保管なし)の双方を有している場合  
(ただし、大津市の許可の品目に、滋賀県の許可の品目にはないものがあるとき(例:大津市 廃プラ、がれき類 滋賀県 がれき類)は、大津市の許可は失効しません。大津市の許可の有効期間中に滋賀県の許可について品目追加の変更許可を取ってください。)
- ・ 改正前から大津市の許可(積替え保管なし)を有していて、その後、滋賀県の許可を取得した場合

お問い合わせ先  
 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 TEL 077 - 528 - 3474  
 大津市環境部産業廃棄物対策課 TEL 077 - 528 - 2802